

# マイナンバーカードはお持ちですか？

▶問い合わせ先 住民課 住民環境室 ☎26-2244(直通)  
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

## マイナンバーカードの申請方法

次の①②のいずれかの方法で申請してください。いずれの方法でも、1度は役場での本人確認が必要です。  
なお、初めてマイナンバーカードを作る場合は無料ですが、再発行の場合は有料です。

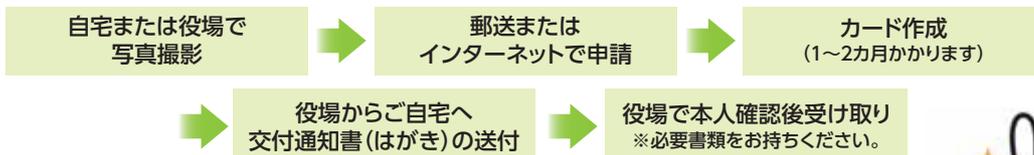
### ①申請するときに役場へ行き、後日自宅にカードが郵送される方法



#### ❗ 必要書類

- ・通知カード (お持ちの人のみ、紛失の場合は紛失届などが必要です。)
  - ・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書 (お持ちの人のみ)
  - ・住民基本台帳カード (お持ちの人のみ)
  - ・本人確認書類(下表のAから1点かつBから1点、またはAから2点)
  - ・顔写真(役場で撮影できます。)
- ※15歳未満の場合や成年被後見人の場合は別途必要な書類があります。お問い合わせください。

### ②郵送またはインターネットで申請し、カードを受け取るときに役場へ行く方法



#### ❗ 必要書類

- ・通知カード (お持ちの人のみ、紛失の場合は紛失届などが必要です。)
- ・交付通知書 (はがき)
- ・住民基本台帳カード (お持ちの人のみ)
- ・本人確認書類(下表のAから1点またはBから2点)



### 本人確認書類について

A	運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書または仮滞在許可書、住民基本台帳カード(写真付き)
B	健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証、生活保護受給者証など

## マイナンバーカード受け取りのお願い

マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書(はがき)が届いた人は、役場でマイナンバーカードを受け取ることができます。

マイナポイント申込期限間際(令和5年2月末予定)は、交付が集中する可能性がありますので、早めにお受け取りください。

## 証明書発行延長サービス

(毎月第1・3月曜日 19:30まで。広報裏面のよしおかスケジュールカレンダーに毎月予定を掲載しています。)

住民環境室の一部窓口業務を時間外延長しています。

※月曜日が祝日などで閉庁の場合は、翌開庁日に実施

### ▶業務内容

マイナンバーカードの申請、交付・戸籍・除籍謄抄本・その他戸籍証明書・住民票謄抄本・印鑑証明書・印鑑登録証・身分証明書などの諸証明書の交付

### ▶必要なもの

- 本人確認書類(運転免許証など)
- 印鑑登録証(印鑑登録証明書の交付の場合)

※マイナンバーカードの交付に必要な書類については、お問い合わせください。



# マイナンバーカードでは、こんなことができます!!

## ●いろいろな場面で、これ1枚

- ・マイナンバーカードの表面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載されており、公的な身分証明書として広く利用できます。  
※運転免許証を返納した人も、マイナンバーカードが身分証明書として利用できます。
- ・年金や税の手続きでマイナンバーを求められた時、マイナンバーカードがあれば、本人確認およびマイナンバー確認ができます。
- ・町図書館ではマイナンバーカードで資料の貸し出しができます。  
※初回は登録が必要です。希望する人は図書館までお問い合わせください。  
( 問い合わせ先 図書館(文化センター内) ☎54-6767)

## ●コンビニエンスストアなどで住民票の写しなどの各種証明書が取得できます

- 住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書が、全国のコンビニエンスストアなどで取得できます。
- 毎日6:30~23:00に利用できます。  
※年末年始(12月29日~1月3日)およびメンテナンス日を除く
- 交付手数料は1通250円で、窓口交付より50円お得です。



証明書の種類	取得できる証明書の内容
住民票の写し	カード利用者ご本人および同一世帯の人のもの ※個人番号や住民票コード記載のものや、転出者や死亡者などのもの(除票)、住所履歴の記載のあるものは不可。
印鑑登録証明書	カード利用者本人のもの
各種税証明(所得証明、所得課税証明書、非課税証明書)	最新の証明のみ(前年の1月から12月までの所得内容) ※証明する年度の1月1日時点で、町に住民登録のある人

問い合わせ先 住民課 住民環境室 ☎26-2244 (直通)

## ●マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

医療機関や薬局では、受付窓口でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすと健康保険の資格確認ができるようになりました。(順次必要な機器が導入されています。)

- ※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。 ※これまでの健康保険証も従来通り使用できます。
- ※各健康保険への加入・離脱の届出は引き続き必要です。

### 利用方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルでの事前登録または、医療機関・薬局の窓口を設置されたカードリーダーでの登録が必要です。

### 登録に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書暗証番号(カード交付時に設定した数字4桁のパスワード)
- ・マイナンバー読み取り対応のスマートフォンまたはパソコン+ICカードリーダー(マイナポータルでの登録時のみ)



▲マイナポータルについてはこちら

問い合わせ先 住民課 保険室 ☎26-2249 (直通)

## ●マイナポイント 第2弾を実施中です

①マイナンバーカードを取得した人のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人(マイナンバーカードをこれから取得される人も含む)  
→最大5,000円相当のポイント

②マイナンバーカードを健康保険証として利用する申し込みを行った人(既に利用申し込みを行った人も含む)  
→7,500円相当のポイント

③公金受取口座の登録を行った人(既に登録を行った人も含む)  
→7,500円相当のポイント

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限 : ~令和4年12月31日(土)

マイナポイントの申込期限 : ~令和5年2月28日(火)

※①について、2021年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ人で、まだ20,000円のチャージや買い物をしていない場合(最大5,000円分までポイント付与を受けていない場合)は、令和4年1月1日以降も引き続き、上限(5,000円相当)までポイントの付与を受けることができます。また、申請期限などは変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

### ●役場でもマイナポイントの予約・申し込みの支援を行っています。

場所 役場庁舎 総務課カウンター前特設ブース  
受付時間 役場開庁時間(月~金、8:30~17:15)



▲マイナポイント事業についてはこちら

### 問い合わせ先

企画財政課 企画室  
☎26-2241 (直通)